

## 質 疑 回 答 書

令和 7 年 1 月 2 7 日

プロポーザル参加者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

委託業務名 廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託

尾三衛生組合管理者 小 山 祐  
( 公 印 省 略 )

番号	項目	質問内容	回 答
1	実施体制について	仕様書に「5 基礎調査（地歴調査）」が含まれるため、実施体制には基礎調査（地歴調査）を実施する担当者を含めるべきでしょうか。	実施体制には、ごみ処理施設建設に係る基本計画または基本設計の業務を担当する者を記載してください。
2	同種・類似業務について	No1 の質問に関連して、基礎調査（地歴調査）を実施する担当者の同種・類似業務実績は、可燃ごみ処理施設の地歴調査業務と考えてよろしいでしょうか。	同種・類似業務については、ごみ処理施設建設に係る基本計画または基本設計の業務となります。
3	業務実績について	様式第 3 号、様式第 1 5 号に記載する実績は、完了した実績が条件と考えておりますが、環境影響評価と一括した業務で、環境影響評価が終了していないため契約中の実績であっても施設整備基本計画の策定自体は終了し、HP で公表されているなど終了していることが証明できる実績は、記載できると考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

4	手持ち業務について	手持ち業務は、本業務が開始となる令和7年4月1日以降に業務期間が残っている業務と考えて良いでしょうか。	様式第15号の手持ち業務の状況は、企画提案書等の提出日現在での手持ち業務としてください。
5	手持ち業務について	環境影響評価と一括した業務で、環境影響評価が終了していないため契約中の業務であっても施設整備基本計画の策定自体は終了し、HPで公表されているなど終了していることが証明できる業務は、手持ち業務として記載しないと考える良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	手持ち業務について	国土交通省が公表している「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」にもあるとおり、手持ち業務は、管理技術者又は担当技術者として従事している業務と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	見積提示金額調書	見積の内訳書は不要でしょうか。	不要です。
8	評価基準（実施体制）	1月21日に公表された質疑回答書のNo5において、管理技術者と担当技術者の兼務は可能とされていますが、兼務の場合は、評価基準の実施体制における担当者のカウントは1名分と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	評価基準（実施体制）	仕様書において、照査技術者が求められておりますが、照査技術者は、評価基準における実施体制の担当者のカウントに含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10	評価基準（実施体制）	評価基準における実施体制の担当者のカウントは、様式第14号実施体制調書における管理責任者も含まれるでしょうか。	管理責任者（管理技術者）も含みます。
----	------------	---	--------------------